

特記仕様書

1. 件名 8-1 塵芥車賃貸借（長期継続契約）
2. 納入場所 上尾市西貝塚環境センター（上尾市大字西貝塚35番地1）
3. 賃貸借期間 令和10年3月1日から令和15年2月28日まで
4. 支払方法
 - ・支払は月払いとする。
 - ・契約開始月が1か月に満たない場合は、契約開始日から1か月分で支払いするものとする。例えば、7月20日契約開始であれば、8月19日までの1か月を対象とした支払いとし、以降20日から19日までの1か月分の支払いとする。
 - ・発注者は、受注者からの支払請求書に基づき支払うものとする。
5. 車両登録及び納車に関する事項
 - ・車両登録日は賃貸借期間の始期とする。
 - ・納車日は車両登録日より5開庁日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は協議により決定するものとする。
 - ・社会経済情勢など、特別な理由により賃貸借期間の始期までに車両登録ができない場合は、協議により変更する事ができるものとし、終期についても併せて延長するものとする。なお、期間の変更に伴い変更契約を締結するものとする。
6. 導入車両に関する事項
 - ・ハイブリッド車（2トンディーゼル車相当の車両）、2WD 標準ボディ／高床、油圧トルコン式オートマチック、定員3人、最大積載量2,000kg
 - ・車両寸法：全長5,300mm以内 全幅1,865mm以内 全高2,400mm以内
車両総重量7,000kg以下
 - ・ボディカラー：スカイブルー
キャビン、荷箱、テールゲートに電着塗装、フロントバンパー、ホイール両面
 - ・上尾市マーク：左右ドアの下部に印字

	←	35.5cm		→				
6.5cm ↑	上		尾		市			
	↔	↔						
	6.5cm	8cm						

- ・ 架装仕様：回転ダンプ式（荷箱容積 4.2 m³） 安全棒付、回転テーブル、連続回転、リフトシリンダー内側取付（作動油が漏れた際に、路面にこぼれないこと）、分割式バルブ（ホッパー内取付、寒暖の影響を少なくし、安定した積込動作をすること）、シャベル掛け、箒立て、T型排気管（ステンレス製）、消火器取付、音声アラーム（左折、バック）、PTO 連動ハザード、ハイマウントストップランプ、方向指示器取付、オートグリスター取付、バックアイカメラ及び7インチモニター（内臓マイクモニター）、飛散防止ゴム(下にローラー付)、電光式作業中看板（後部取付）、サイドカバー取付、網製 BOX 取付、収納箱取付、インターロック、連絡ブザー、緊急停止、工具箱、車止め（2個）
- ・ 付属品及び装備：パワーステアリング、ラバーマット2枚、助手席サンバイザー、L型バイザー、ビニールシート、音声アラーム（左折、バック）、パワーウインドー、左サイド電動ミラー、エアコン、ラジオ（FM・AM）、車止（2個）、ドライブレコーダー、タイヤチェーン、フロアマット、フォグランプ、PTO スイッチ、キャビン内棚取付（上部）
- ・ 台数：1台
- ・ 車両の状態：新車

7. リース内容

- ・ リース方式 メンテナンス・リース方式
- ・ リース期間 60ヶ月
- ・ 月間走行距離 1, 500km/月

8. 賃貸借料に含まれる項目

車両代、架装一式、登録納車費用、自動車重量税、自動車賠償責任保険、自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)、任意保険(示談交渉含む)、車検{(定期点検整備及び継続検査)、5回}、法定定期点検整備、一般修理(架装部分を除く)、事故修理(車両保険付保持:車両保険を使用して行う修理)、オイル交換、バッテリー(2個)、タイヤ交換(ラジアル6本、ミックスタイヤの選択を可とする)

9. 任意保険内容

フリート料率については上尾市の料率を採用する。

※例外事項：入札日以降に更新月をまたがる任意保険の加入となる場合における、入札額に対応する料率については、入

札日時点の料率によるものとする。なお、任意保険加入時に料率が変更となった場合は、当該料率に基づき変更契約を締結するものとする。

- ・対人：無制限
- ・対物：無制限、免責0円
- ・搭乗者：1名（10百万円以上）
- ・車両保険：時価（免責0）
- ・人身傷害：3,000万円以上

10. 点検・整備

- ・ 賃借車両の点検整備については、当該車両を点検整備する事ができる施設（設備）及び有資格者によるものとする。
- ・ 整備により発生した廃棄物等については、リサイクルできるものを除き適切に処理すること。

11. 契約の解除・変更等

- ・ 契約内容に変更が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。
- ・ 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。
- ・ 賃貸人に対し賃借人が損害賠償義務を負った場合は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決等を要するため、当該議決等をもって損害を賠償するものとする。

12. その他

- ・ 車両故障または事故時において、賃借人または賃貸人が修理を行わないと判断した場合、協議により契約解除できるものとする。なお、契約解除に伴う損害賠償についても協議により決定するものとする。
- ・ 仕様書・特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお協議により仕様に変更が生じた場合は変更契約を締結するものとする。
- ・ 落札決定後、速やかに本車両1台分の支払金額内訳書を提出すること。